

燈火具雜載

〔古事記上〕伊邪那岐命語詔之、愛我那邇妹命、吾與汝所作之國未作竟故可還爾伊邪那美命答白○略
如此自而還入其殿内之間、甚久難待故刺左之御美豆良_{下微}_{三字以音}湯津津津間櫛之男柱、一箇取闕而燭一火。入見之時宇士多加禮斗呂呂岐氏_{以此十字於頭者大雷居略}

〔古事記傳六〕一火_{ヒトツビ}た、火とても有ぬべきを、一ツ火としも云るは、古燭は二ツ三ツも又いくつも燃す物なりけむ故に、たゞ一ツもすをば分て然云ならへるにや、又思に書紀に、今世人夜忌一片之火、又夜忌擲櫛此其緣也とある、此は後人の書加たる文と見ゆれど、○註さる云_ヒならはしは古

くぞありけむ、

〔日本書紀二神代〕伊弉冉尊曰、吾夫君尊何來之晚也、吾已淹泉之竈矣、雖然吾當寢息請勿視之、伊弉諾尊不聽陰取湯津爪櫛牽折其雄柱以爲秉炬而見之者則膿沸虫流、今世人夜忌一片之火、又夜忌擲櫛此其緣也、

〔日本書紀二神代〕一云、○中豐玉姬果如其言來至謂火火出見尊曰、妾今夜當產請勿臨之、火火出見尊不聽猶以櫛燃火視之、

〔古事記傳中景行〕倭建命_略○中坐酒折宮之時、歌曰、邇比婆理都久婆袁須疑氏伊久用加泥都流爾其御火燒之老人續御歌以歌曰、迦賀那倍氏用邇波許許能用、比邇波登袁加袁、

〔古事記傳二十七〕上代には夜の中の明りには多く燎火を用ひたり、後世にもいはゆる衛士の燃火、○註神社の庭火_{火云もあり}と篝火など皆明りのためにして、古の爲の遺れるなり、上代には屋火の如き物を云なり、故かの喪葬宮清寧段なる、焼火小子も居竈傍とあり、竈とは其燎火をする爐をも共に秉燭者と書れたるは、強に渙めかさむために改められ、たる文にして實に達へり、秉燭者てては居竈傍と云こと由なしこ

〔古事記下清寧〕爾山部連小楯任針間國之宰時、到其國之人民名志自牟之新室樂於是盛樂酒酣以次第皆燭故燒火少子二口居竈傍、